

Client Alert

16 December 2024

本アラートに関する お問い合わせ先



吉田 武史
パートナー
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



甲斐 悠子
シニア・アソシエイト
03 6271 9497
yuko.kai@bakermckenzie.com



村田 優果
アソシエイト
03 6271 9483
yuka.murata@bakermckenzie.com

製品安全 4 法の改正を踏まえた制度整備の動向

2024 年 6 月 26 日、改正製品安全 4 法（消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法））が公布され、公布日から 1 年 6 か月以内である 2025 年 12 月の施行を目指して、改正法を踏まえた制度整備が議論されている。本アラートでは、製品安全 4 法の主要な改正点とこれに伴う制度整備の議論を紹介するとともに今後の実務対応を提案する。

製品安全 4 法の主要な改正点

製品安全 4 法は、危害発生のおそれがある製品（PS マーク対象製品）を特定製品として指定し、製造・輸入事業者に対して、国が定めた技術基準に適合することを義務付けるとともに、技術基準に適合した製品に、PS マークを表示して販売することを義務付けている。また、製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから 10 日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。

今回の改正の背景として、近年、インターネット取引の拡大に伴い、様々な製品が市場に流通し、日本国外から安全性の確認ができない製品が流入したり、子供用の製品で事故が発生したりするなど、製品安全を巡る環境変化があり、インターネット取引の拡大に対応した制度改正及び子供用製品の規制整備が課題となっていた。

そこで、インターネット取引の拡大への対応及び玩具等の子供用の製品の安全確保への対応の観点から、改正法は、主として以下の点について新たに規制を創設した。

- インターネット取引の拡大への対応（消安法、電安法、ガス事法、液石法）
 - 1) 海外事業者の規制対象化：海外事業者がオンラインモールをはじめとする取引デジタルプラットフォーム（取引 DPF）を利用するなど、国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を特定輸入事業者と位置づけ、法令上届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべき当該海外事業者に対して、国内における責任者（国内管理人）の選任を義務付ける。
 - 2) 取引 DPF 提供者に対する出品削除要請等の創設：取引 DPF において提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引 DPF 提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。
 - 3) 届出事項の公表制度の創設：届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。
 - 4) 法例等違反行為者の公表制度の創設：法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。

- 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応（消安法）

- 1) **子供用の製品に係る規制の創設**：子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を義務付ける。当該義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売を禁止する。
- 2) **子供用特定製品の中古品特例**：子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件として、販売を可能とする特例を講ずる。

改正製品安全 4 法の制度整備

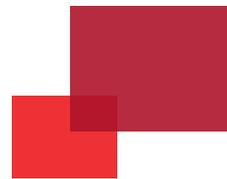
製品安全 4 法の改正を受け、現在、産業構造審議会 製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会において、同改正法の制度整備のための議論が重ねられている。たとえば、現在、議論の対象となっている事項として、以下の事項が含まれる。

- インターネット取引の拡大への対応

- 1) **国内管理人に求められる基準**：国内管理人は、法人・個人を問わず、また、業種業態も問わない。一方、国内管理人は、技術基準適合検査記録等の保存義務が課されるとともに、日本国内において特定製品の安全性の確保について責任を有する。このため、特定製品に何らかの問題が発生した場合に、規制の実効性の観点から国内管理人としての適切な業務遂行ができる者のみが選任されるような基準を要件として定める。具体的には、日本国内に住所を有すること、日本語での意思疎通が容易にできること等を要件とする。また、これらの要件を満たすことを示す書類として、特定輸入事業者と国内管理人との間の契約書の写し、国内管理人が国内に住所を有することを示す書類等の提出を求める。
- 2) **規制の実効性を高めるための措置**：製品の設計を行っていること、第三者検査機関による製品検査を定期的に行っていること、求められた場合には工場の所在地等の情報を速やかに提供できることを条件として、工場の所在地等の届出については不要とする。

- 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応（消安法）

- 1) **子供用特定製品の指定**：誤飲・窒息のおそれが顕在化しており早急に対応が必要な 3 歳未満向け玩具を、まずは特定製品及び子供用特定製品に指定する。
- 2) **3 歳未満向け玩具の技術基準の設置**：子供の使用に耐える強度や安定性があること、縁、突起、ひも、可動部分等について、身体的な損傷のおそれがないことなど、技術基準を設置する。
- 3) **技術基準に整合的な規格**：国際規格である ISO8124 に加え、欧州において事実上、法的な拘束力を持つ EN71、米国において法的な拘束力を持つ ASTM F963 を、玩具の技術基準に適合する整合的な規格として明示する。
- 4) **3 歳未満向け玩具の使用年齢基準及び注意表示の具体的規定**：合理的な根拠に基づくものであることや広告における対象年齢に矛盾しないことなどの使用年齢基準、及び使用年齢基準に適合する年齢の子供が



使用する旨や子供の一人遊びは危険であり保護者が見守る旨などの警告表示を設定する。

今後の実務対応

2025年12月の改正製品安全4法の施行を目指して、改正法を踏まえた制度整備の議論は現在も継続しており、今後の議論の展開についても留意する必要がある。一方、本アラートでは、制度整備の現在の議論を踏まえた今後の実務対応として、以下の対応を提案する。

- **海外事業者における、国内管理人の選任準備**：海外事業者がオンラインモールをはじめとする取引DPFを利用するなど、国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、将来的な国内管理人の選任義務に備え、日本国内に住所を有し、日本語での意思疎通が容易にできるなどの要件を満たす国内管理人の候補者の検討を開始する。
- **3歳未満向け玩具に関する技術基準、規格遵守等の確認**：子供用特定製品として新たに規制の対象となる可能性の高い、3歳未満向け玩具を販売する事業者は、将来的な技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等の義務に備え、現在の技術基準への適合性や年齢・使用上の注意等の警告表示について整理し、必要に応じて対応を強化する。
- **3歳未満向け玩具に関する中古品特例のフォローアップ**：子供用特定製品となる可能性の高い3歳未満向け玩具の中古販売を計画する事業者は、販売可能となるための要件である、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等について、引き続き制度整備にかかわる議論をフォローアップする。

本クライアントアラートへのご質問やコンプライアンス・プログラムの改善に向けたアドバイスが必要な場合には、弊所にお気軽にご相談ください。